

④ 空き家修繕補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内業者で空き家修繕する際の修繕費用の一部を補助します。

補助対象者

空き家を購入又は所有する者で、修繕後に活用
(居住又は空き家バンク登録) する所有者等

対象空き家

市内にある空き家
但し、修繕後に居住(単独所有)又は空き家バンクへ登録すること

補助額等

生活する上で必要な修繕に要する費用

(補助限度額: 30万円, 補助率: 3/10)

提出書類

補助申請時 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 修繕費の見積書 (写し)
- ③ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ④ その他市が必要と認めた書類 (誓約書等)

実績報告時 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 修繕費の領収書 (写し)
- ③ 空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④ 空き家の修繕前・中・後の写真
- ⑤ 住民票の写し (居住の場合のみ)
- ⑥ 空き家バンク登録申請書の写し
(空き家バンク登録の場合のみ)

条件

江田島市に登録された空き家であること
修繕工事は、必ず江田島市内の事業者で行うこと

注意点

申請前に都市整備課に相談すること
補助申請後、交付決定を受けた会計年度の3月10日までに実績報告すること
修繕後は、その空き家を必ず活用(居住又は空き家バンク登録)すること

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647